〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

2023年10月12日

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983 発責:佐藤 秀-

申1号「JR東労組バス東北本部第36回定期委員会の発言に 関する申し入れ」について団体交渉を行う!①

バス東北本部は、10月6日に申1号「JR東労組バス東北本部第36回定期委員会の発言に 関する申し入れ」について団体交渉を行いました。主な議論経過は以下の通りです。

- 1. (組合)物価上昇により泊り行路での経済的負担が大きくなっていることから、乗務員連続勤務手当の支 給範囲をAB行路にまで拡大すること。
 - (会社)現行通りとする。現行の乗務員連続勤務手当は、2泊・3泊する行路の食事に関して、経済面と衛生 面での負担の軽減を目的に新設したが、1泊については何とかなる範囲であると考えている。一方 で、乗務員の負担を減らすために、なるべく2泊・3泊となる行路を減らすことや、全体的な賃金を上 げることで負担の軽減を考えている。
- 2. (組合) 受託事業所における都市部受託加給手当を増額すること。
 - (会社)現行通りとする。高速バスを運行している箇所は泊まり行路であったり、車両係は暑い中で働いて いたり、それぞれの箇所で違いはある。受託事業所だけの手当を増額するよりも、まずは全体的な賃 金引上げが必要で、そのことが新規採用にも繋がると考えている。
- 3. (組合)同業他社と比べ休日数が少ないことから、人材の定着・確保のため年間休日数を104日以上とす ること。
 - (会社)現行通りとする。労働条件向上の観点から問題意識はあるが、現状の要員状況では増やすことは 出来ない。まずは要員を確保した上で休日数増を議論したいと考えている。今は厳しいが将来的に は増やしたいという方向である。
- 4. (組合) 転勤については組合員・社員の家庭事情を踏まえ本人希望を最大限尊重し、2年を経過した転勤 者を速やかに元の勤務地に戻すこと。また、やむを得ず戻すことのできない場合については、当該社 員に早めに説明をおこなうこと。
 - (会社)2年を経過した転勤者を今年中に戻すつもりであったが、要員状況もあり戻せない状況である。 出来るだけ早く戻せるよう努力する。転勤者には、現状を理解してもらうよう丁寧に説明していくよう に現場長にも話しをしておく。また、帰るバスがないなどの話しもあることから規制旅費について勉 強中であり、何らかの形で単身赴任者の負担を減らす方法を検討しているところである。
- 5. (組合)ダイヤを作成する際は、現場の意見を最大限尊重し、新たなダイヤ施策については可能な限り全組 合員・社員に対して周知すること。
 - (会社) 今後もお客さまの利用状況および利益性を考えて適宜にダイヤ作成を基本的に営業部が行う。 現場長とも話しをしており、決して現場を無視してはいない。今後も引き続き、速やかに現場周知を 行う。